

小竹町農業委員会第26回総会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月7日(金曜日) 午前10時00分開会
午前11時10分閉会

- 2 開催場所 小竹町役場別棟 1階 103・104会議室

- 3 出席委員(7人)

会長	1番	川村 光一
会長職務代理者	2番	田中 善範
	3番	山本 芳久
委員	4番	古森 憲
	5番	本松 雄一郎
	6番	西本 敏治
	7番	石川 壽治

- 4 議事日程

第1 議案第80号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について

その他

- 5 事務局職員

局長 山代 純子
書記 松尾 政利
書記 今村 貴史

- 6 議事の経過

会長 これより、小竹町農業委員会第26回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 それでは、3番 山本委員、4番 古森委員にお願いいたします。会期は令和
4年10月7日午前10時00分から会議終了までとします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の今村
貴史氏を指名いたします。

それでは審議に入ります。日程第1 議案第80号「農業経営基盤強化促進法第
18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局
説明をお願いします。

事務局 1 ページをお願いします。日程第 1 議案第 80 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」今回更新が 7 件 36 筆 38,059 m²です。

詳細については、次のページのとおりとなっております。

出し手： 受け手（更新）：

番 地目：田 面積：1,960 m²

番 地目：田 面積：482 m²

番 地目：田 面積：112 m²

出し手： 受け手（更新）：

番 地目：田 面積：363 m²

番 地目：田 面積：455 m²

出し手： 受け手（更新）：

番 地目：田 面積：718 m²

番 地目：田 面積：910 m²

出し手： 受け手（更新）：

番 地目：田 面積：972 m²

番 地目：田 面積：767 m²

番 地目：田 面積：1,570 m²

番 地目：田 面積：2,251 m²

番 地目：田 面積：544 m²

番 地目：田 面積：1,112 m²

番 地目：田 面積：718 m²

番 地目：田 面積：972 m²

番 地目：田 面積：1,988 m²

番 地目：田 面積：1,562 m²

番 地目：田 面積：3,293 m²

番 地目：田 面積：226 m²

番 地目：田 面積：1,052 m²

番 地目：田 面積：909 m²

番 地目：田 面積：456 m²

番 地目：田 面積：1,879 m²

番 地目：田 面積：318 m²

番 地目：田 面積：886 m²

番 地目：田 面積：754 m²

番 地目：田 面積：311 m²

番 地目：田 面積：289 m²

番 地目：田 面積：527 m²

出し手： 受け手（更新）：

番 地目：田 面積：1,308 m²

出し手： 受け手（更新）：
番 地目：田 面積：3,760 m²
番 地目：田 面積：2,433 m²
番 地目：田 面積：1,771 m²
番 地目：田 面積：1,900 m²
番 地目：田 面積：766 m²
出し手： 受け手（更新）：
番 地目：田 面積：682 m²

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており問題はありません。ご審議の程よろしく申し上げます。

会長 当農業委員会としましても、農地の利用集積を推進しておりますので、承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員 （異議ない旨を述べる。）

会長 本案を承認します。以上ですべての議案が審議されたのが、事務局から何か報告はありますか。

事務局 本総会終了後に委員各位には、農地パトロールを新山崎で2箇所、勝野区で1箇所行いますので、皆様宜しく申し上げます。

なお、本日委員各位には、第25回総会にて承認いただきました、緑の募金の返礼品として図書カード1,000円分をお渡しさせていただきます。

次に共済会収支決算について第25回総会にて、通帳における令和4年3月30日以降の明細はどうなっているのか？という件について確認したところ、今年度の委員各位への報酬が未払いであったため、差引が行われておらず、明細が記載されていませんでした。申し訳ありませんでした。4月から6月までの委員各位の報酬については9月30日にお支払いさせていただきました。

次に第24回総会における議案第74号「非農地証明願いについて」このことについて、第25回総会にて「一度総会に議案を提出しておきながら、その後全員の決裁をうけることなく議案を通した事務局の対応は権限の行使として問題はないのか？」というご指摘を頂きました。総会終了後、全国農業会議並びに福岡県農業会議、福岡県飯塚農林事務所にお問い合わせしたところ「最終的な判断の是非については、全国農業会議並びに福岡県農業会議、福岡県飯塚農林事務所から指摘を行うことはしない。各委員会の条例規則に従って議案を審議することが望ましい。」との回答がありました。

事務局としては、今回非農地証明の発行願を、最初は総会の議案として委員全員の議決を頂く形で進めたにも関わらず最終的には事務局の判断で、一部委員の承諾しか得ず証明書を発行してしまったことに落ち度がありました。申し訳ありませんでした。

本来はコロナ蔓延下の対策として、委員各位に集まっていただく機会を減らすために非農地証明願を総会での議案として挙げさせて頂いていましたが、今後の改善案として、従来の形に戻し、会長及び担当地区の委員の両名に別日にて現地の視察を行っていただき、審議を行っていただく運びにさせていただきました。

いと思うのですが如何でしょうか？

田中委員 その形だと、今後は総会の議案として非農地証明を挙げないということか？

事務局 はい、そうなります。

田中委員 それでは、その非農地証明を許可した際の責任が全て会長及び担当地区の委員にかかるのではないか。

石川委員 他の自治体の農業委員会は広域のため、月に起案される案件も多いので、非農地証明までは議案に挙げることは出来ないだろうが、小竹町の規模であれば議案に挙げててもそこまで議案が詰まることも無いのではないか。

西本委員 議案として挙げてても委員各位としての負担もそこまで大きくはないと思われます。

会長 それでは、今後も議案として挙げていくという形でいこうと思いますが宜しいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

会長 では今後もこの事案については、引き続き議案として挙げていくこととします。

事務局 最後に事務局より、4月から9月末まで、委員各位が活動された内容を記録されている活動記録簿を、10月21日までに事務局までご提出いただきますようお願いします。事務局からは以上です。

会長 以上ですべての議案が審議されましたので、これで第26回総会を閉会いたします。

上記は、10月7日開催の第26回総会の顛末に相違ないことを証明するため、議長及び署名委員が署名する。

令和4年10月7日

議長 川村 光一

署名人

3番 山本 芳久

4番 古森 憲